

## 長野県景観規則の一部改正（案）について

都市・まちづくり課

### 1 概 要

太陽光発電施設の急速な導入に伴う景観面への影響を考慮し、景観法第 16 条第 1 項の規定による届出対象行為（資料 2-1）の見直しを行う。

### 2 届出対象行為及び規模の見直し（案）

（1）長野県景観計画の区域（資料 2-3）における工作物の建設等に係る届出対象行為に「太陽光発電施設」を追加するとともに、届出が必要な規模を次のとおりとする。

#### ○長野県景観規則

現 行			改 正 案		
行為の種類	届出の規模		行為の種類	届出の規模	
	一般地域	重点地域		一般地域	重点地域
プラント類、貯蔵施設、処理施設等	高さ 13m 又は 築造面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるも の	高さ 13m 又 は築造面積 20 m <sup>2</sup> を超 えるもの	プラント類、 貯蔵施設、 処理施設等	高さ 13m 又 は築造面積 1,000 m <sup>2</sup> を超 えるもの	高さ 13m 又 は築造面積 20 m <sup>2</sup> を超 えるもの
電気供給施設等	高さ 20m を超 えるもの	高さ 8 m を 超えるもの	電気供給施 設等	高さ 20m を 超えるもの	高さ 8 m を 超えるもの
その他の工作物	「太陽光発電施設」は、「電気供給施設等」若しくは「その他の工作物」に該当する工作物として対応		新 太陽光発 電施設	築 造 面 積 1,000 m <sup>2</sup> を超 えるもの	築 造 面 積 20 m <sup>2</sup> を超 えるもの
	高さ 13m を超 えるもの	高さ 5 m を 超えるもの	その他の工 作物	高さ 13m を 超えるもの	高さ 5 m を 超えるもの

※一般地域：重点地域以外の地域

※重点地域：信州の景観の骨格や顔となる地域（現在 4 地域を指定）

※築造面積：建築基準法施行令に定める「工作物の水平投影面積」

### （2）届出を必要とする規模の考え方

- ア 太陽光発電施設については、現在、「電気供給施設等」若しくは「その他の工作物」に該当する工作物として「高さ」を基準としているが、景観面に及ぼす影響は「面積」によるものが大きいと考えられることから、「築造面積」によることとした。
- イ 築造面積の規模の基準は、プラント類等を参考とした。

### 3 届出後の審査

届出の内容について、「長野県景観計画」に定める「景観育成基準」（資料 2-4）により審査を行い、届出者に対し必要な指導・助言を行う。

### 4 施行予定期日

平成 28 年 12 月 1 日（平成 28 年 12 月 31 日以降に着手するものが届出の対象）

## 景観法、長野県景観条例に基づく行為の事前届出制度の概要について

(平成 28 年 9 月 1 日現在)

### 1 届出が必要な区域（資料 2-3）

景観法に基づき、長野県景観計画の区域（※）において、長野県景観条例に定める行為を行おうとする者は、県へ事前に届出が必要

※長野県景観計画の区域（景観行政団体である長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、箕輪町、南箕輪村、小布施町、高山村及び山ノ内町の区域を除く県の全域）

### 2 届出を必要とする行為及びその規模

行為の種類	届出が必要な規模	
	一般地域（右記以外）	景観育成重点地域（※1）
(1) 建築物の建築等	高さ 13m 又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さ 13m 又は床面積 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
(2) 建築物の外観の変更（修繕、模様替、色彩変更）	変更に係る面積が 400 m <sup>2</sup> を超えるもの	変更に係る面積が 25 m <sup>2</sup> を超えるもの
(3) プラント類、機械式駐車装置、貯蔵施設、処理施設の建設等	高さ 13m 又は建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	高さ 13m 又は建築面積 20 m <sup>2</sup> を超えるもの
(4) 電気供給施設等の建設等	高さ 20m を超えるもの	高さ 8 m を超えるもの
(5) (3) 及び (4) 以外の工作物の建設等	高さ 13m を超えるもの	高さ 5 m を超えるもの
(6) 土石の採取又は鉱物の掘採	面積 3,000 m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さ 3 m かつ長さ 30m を超えるもの	面積 300 m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの
(7) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び (6) 以外の土地の形質の変更	面積 3,000 m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さ 3 m かつ長さ 30m を超えるもの	面積 300 m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの
(8) 屋外における物件の堆積	堆積の高さ 3 m 又は面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	堆積の高さ 3 m 又は面積 100 m <sup>2</sup> を超えるもの
(9) (1) から (5) までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠（※2）	面積 25 m <sup>2</sup> を超えるもの	面積 3 m <sup>2</sup> を超えるもの

※1 信州の景観の骨格や顔となる広域的な地域を県が指定（4 地域、箇所等の詳細は資料 2-3 参照）

※2 公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠

### 3 景観育成基準に基づく審査

届出の内容について、「長野県景観計画」に定める「景観育成基準」により審査を行い、良好な景観を育成するために必要な場合に、届出者（行為者）に対し必要な指導・助言を行う。

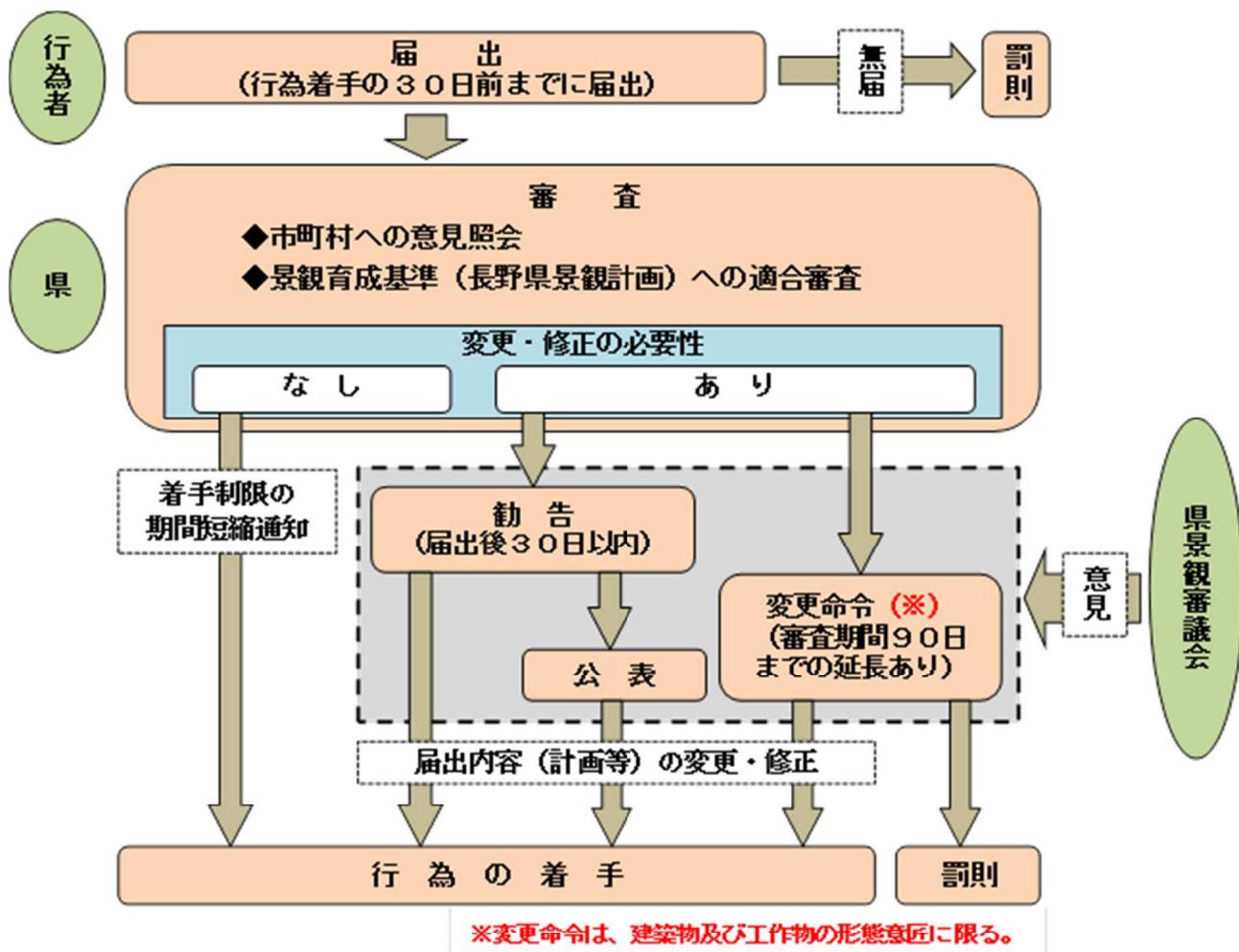
### 4 長野県景観育成基準（資料 2-4）

土地利用の状況や自然条件により当該行為の場所を「都市」「沿道」「田園」「山地・高原」の4類型に区分し、それぞれ上記2に掲げる「行為」及び「地域」別に、周辺の景観との調和に配慮した形態・意匠等の基準を定めている。

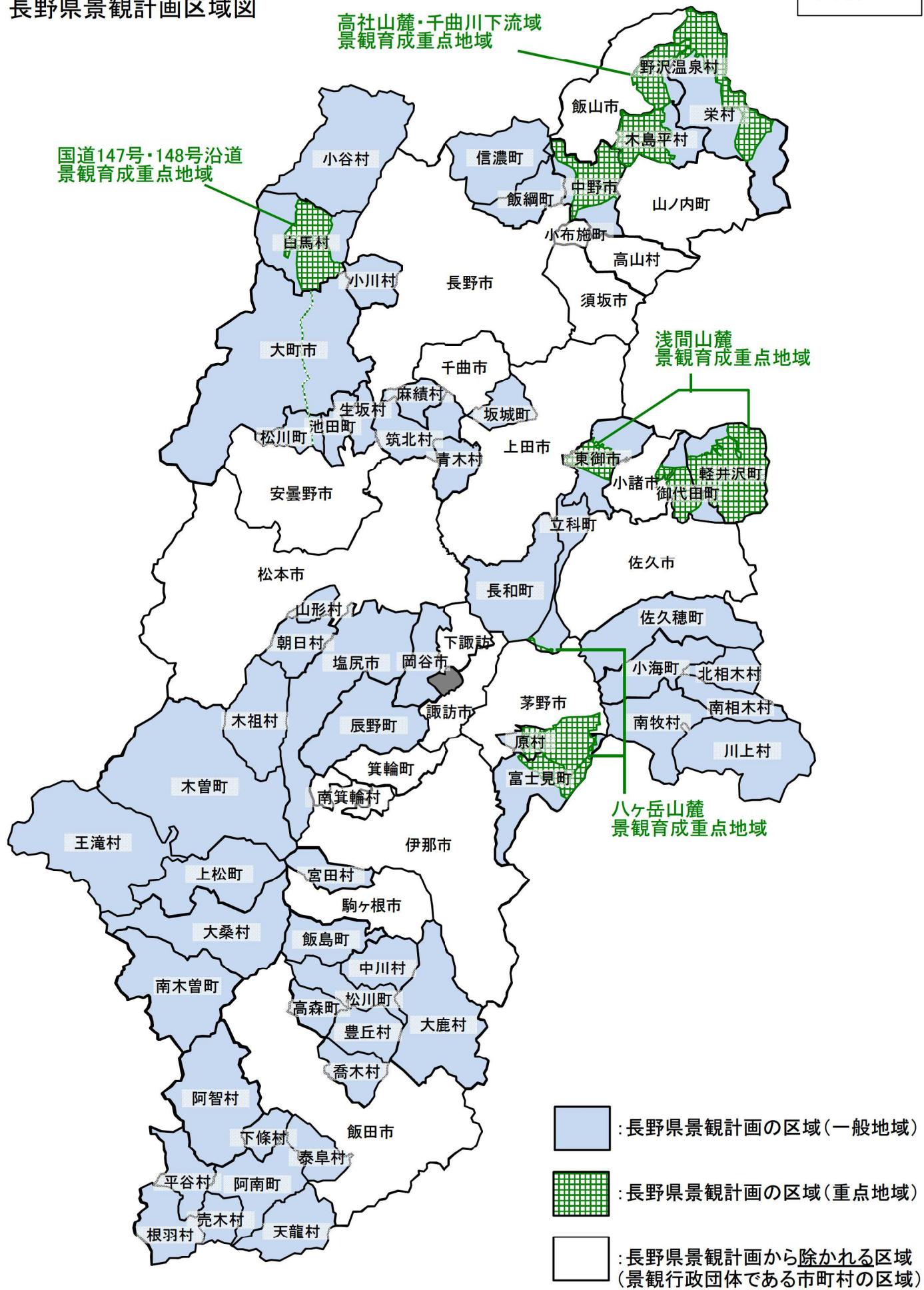
### 5 行為の着手の制限

県が届出書を受理した日から30日経過した後でなければ、届出に係る行為に着手することはできない。ただし、良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないものとして、県から通知を受けた場合にあっては、30日経過前であっても着手することができる。

### 6 届出手続の流れ



## 長野県景観計画区域図



○対象区域(長野県景観計画の区域)

地区	市町村名
佐久	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町
上小	東御市、長和町、青木村
諏訪	岡谷市、富士見町、原村
上伊那	辰野町、飯島町、中川村、宮田村
下伊那	松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
木曽	上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村
松本	塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
北安曇	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
長野	坂城町、信濃町、飯綱町、小川村
北信	中野市、木島平村、野沢温泉村、栄村

○対象外の区域(景観行政団体である市町村の区域)

地区	市町村名
佐久	小諸市、佐久市
上小	上田市
諏訪	諏訪市、茅野市、下諏訪町
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村
下伊那	飯田市
松本	松本市、安曇野市
長野	長野市、須坂市、千曲市、小布施町、高山村
北信	飯山市、山ノ内町